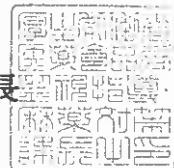


薬食監麻発0701第1号

平成23年7月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成23年厚生労働省告示第218号により、
薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たに医薬品の指定をするため、
薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する
医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改
正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを
期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、社団法人細菌製
剤協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送付したことを
申し添える。

記

1. 改正要旨

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）及び経口弱毒生
ヒトロタウイルスワクチンが承認されたことに伴い、これらの医薬品を薬事法第43条第
1項の規定に基づき検定を要するものとして指定するとともに、それぞれについて、手
数料、検定基準及び試験品の数量を改正すること。

2. 適用時期

公布日（平成23年7月1日）



2.2 原液
2.2.1 細胞培養

細胞培養は、凍結保存されたワーキング・セル・バンクから行い、かつ、その総代数が所定の総代数を超えてはならない。ウイルス接種前に細胞変性を認めなければならぬ。

培養細胞について、3.1の試験を行う。

2.2.2 ウィルス浮遊液

培養細胞にワーキング・シードを接種し、適当な培養条件でウイルスを増殖させた後、接種原を捨る。培養細胞に接種原を接種し、適当な培養条件でウイルスを増殖させた後、ウイルス浮遊液を得る。

ウイルス浮遊液について、3.2の試験を行う。

2.2.3 精製

ウイルス浮遊液を適当な方法で精製し、これを原液とする。

2.3 原液を適當な緩衝剤を含む培養液で希釈し、最終バルクを作り、適當な安定剤を加えることができる。

最終バルクについて、3.2の試験を行う。

2.4 原液について、3.3の試験を行う。

3 試験
3.1 培養細胞の試験

培養細胞の5%に当たる量又は500mLに相当する量を対照培養細胞とし、これについて、次の試験を行う。

3.1.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同じ条件で少なくとも14日間培養し観察するとき、外来性ウイルスによる細胞変性を認めてはならない。また、培養終了時にモルモット赤血球を添加し、血球吸着の起こらないことを確認する。

3.1.2 外来性ウイルス等否定試験

開発期間終了時に対照培養細胞の培養液上清を回収して試料とし、Vero細胞及びJMRCC-5細胞に接種し、培地を添加して3%で14日間以上培養するとき、細胞変性を認めてはならない。また、培養終了時にモルモット赤血球を添加し、血球吸着の起こらないことを確認する。

3.2 ウィルス浮遊液の試験

3.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を専用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 マイコプラズマ否定試験 (培養法)

培地性能指標組の発育を確認した適当な平板培地及び液体培地を試験に用いる。少なくとも2種類の平板培地各10枚用意し、1枚当たり試料0.25mLを接種する。また、2種類の50mL入り液体培地各2本に、1本当たり試料5mLを接種する。平板培地及び液体培地の半数を好気的条件下において35~37°Cで培養する。いずれの培地も21日間以上培養する。液体培地については、いすゞの培養条件においても、培養開始から3日後及び14日後で1枚当たり培養液0.25mLを4枚の新たな平板培地に接種し、7日後に1枚当たり培養液0.25mLを2枚の新たな平板培地に接種する。接種済み培地を観察するとき、マイコプラズマの増殖を認めてはならない。

3.2.3 外来性ウイルス等否定試験

ウイルス浮遊液50mLを試料とし、抗ロタウイルス抗体で処理してウイルスを中和した後、ウイルス浮遊液を用いて試験するとき、適合しなければならない。

3.3 原液の試験

3.3.1 同定試験

抗ロタウイルスモノクローナル抗体を用い、検体中のロタウイルスを同定する。

2.2.4 原液

機体を段階希釈し、適切な培養細胞に各希釈を接種し培養した後、抗ロタウイルスモノクローナル抗体を用い検体1mL中のウイルス含量を測定する。

3.4 最終バルクの試験

一般試験法の無菌試験法を専用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5 小分製品の試験

一般試験法の無菌試験法を専用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を専用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.2 pH試験

一般試験法のpH測定法を専用して試験するとき、6.3~7.3でなければならない。

3.5.3 方値試験

3.3.3を専用して、検体1.5mL中のCCCID₅₀を測定するとき、その値は10⁶以上でなければならない。

3.5.4 烈死試験

37°Cで7日間保存した小分製品について、3.5.3の試験を行うとき、保存前のCCCID₅₀との差は10⁶以下でなければならない。

3.5.5 血清学的方法により行う。

4 貯蔵及び有効期間

貯蔵法は、2~8°Cとする。

有効期限は、承認時に定められた期間とする。

○医事新報社長紙「四十一年」第41号(昭和16年)第58条、第60条及び第61条並びに衛生法施行規則(昭和16年昭政第16号)第49条第1項の規定に基づき、衛生法第41条第1項の規定に據つてお伺いお聞かせの上、厚生省衛生大田の担当課より医事新報(昭和16年昭政第16号)第1号

や次のものと當出たる。

平成11年1月1日
「一の出発地の感染症の発現地へお陸の屋上にヨローハヤベ接種手のクサハ(ヤハクカサハ)ハ
バニヤタウ(ヤハクチ)」の傳の火止のものと當出たる。

組換え沈降4価ヒトバビローマウイルス(酵母由来)
ウイルスワクチン(酵母由来)
277,800円
30本
内容量が10.5mLであるとき。

組口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン
1,090,500円
10本
内容量が2mLであるとき。

*の出発地の冠部の頭部(ハナヒメ)ハヨローハヤベ接種手のクサハ(ヤハクカサハ)ハ
組換え沈降4価ヒトバビローマウイルス(酵母由来)

生物学的製剤基準の組換え沈降4価ヒトバビローマウイルス(酵母由来)の
0.3.4.5及び0.4.6に規定する試験法によるものとする。

生物學的製剤基準の酵母生ヒトロタウイルスワクチンの3.5.3に規定する試験法によ
るものとする。